日米規制緩和対話 (共同現状報告の要点)

平成 10 年 5 月 27 日

昨年のデンバー・サミットの際の日米首脳会談において決定された規制緩和に関する日米対話 (「強化されたイニアティブ」) の下での成果を、バーミンガム・サミットにおける日米首脳会談の際に確認すべく日米間で共同文書の調整を行ってきた。その結果、15 日の日米首脳会談において、「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ」共同現状報告として両首脳に報告され、発表された。クリントン大統領は、右報告につき重要な進展があったと述べた。

1. 総論

共同現状報告の総論部分においては、日米両国政府は、双方通行の対話を通じ、規制緩和を促進し、競争政策を積極的に実施することは、両国にとって最重要の課題であることを確認し、「強化されたイニシアティブ」の下、さらなる規制緩和推進のため、引き続き対話を行っていく決意を再確認した。米国政府は、日本政府の努力による進展を歓迎し、更なる継続的努力を促した。また、我が国からも、米国政府に対し、日本政府が関心を有する事項について、積極的に取り組むよう促した。

更に、エネルギー分野での規制緩和の重要性に鑑み、既存の日米エネルギー作業部会の下に 設置される専門家会合において「強化されたイニシアティブ」の下での規制緩和の問題に取り 組むこととなった。

2. 各論

(1)住宅分野

(イ)建築基準法の改正(2000年度までに建築基準を性能規定化すること、新しい建築材料に関する中央評価システムを導入すること、及び準防火地域における木造3階建て共同住宅についての性能規定化された新たに簡素化された手続を実施すること等)(ロ)海外の慣行を基礎にした合否試験を含めた2×4建築の試験方法と評価方法の実施等、技術開発や海外資材の導入の促進のための措置等を記した。

(2)電気通信分野

接続料につき、出来るだけ早期に接続料に長期増分費用方式を導入することができるよう、所要の電気通信事業法改正案を 2000 年春の通常国会に提出する旨意図表明し、更に、所要の条件が満たされれば 2000 年内に長期増分費用方式の導入が実施されること、また、同方式導入までの暫定措置として、政府の既存の権限の範囲内で、接続料の引き下げを促進すること等

を記した。

(3)医療用具・医薬品分野

医療政策の検討における透明性を確保するため、関係審議会における外国医薬品・医療用具 製造業者からの意見表明の機会を日本の製造業者と同等に認めるとともに、要望に応じて厚生 省との意見交換の機会を設けること等を記した。

(4)金融サービス

2001年までに完全実施することになっている金融システム改革について、その主要な内容を紹介するとともに、同改革が1997年6月に定められたスケジュールに則り実施されてきており、まだ実施されていない措置の相当部分を実施するための法律が国会に提出されている旨記載。米側は、このような進展を歓迎。

(5)構造問題、競争政策、透明性

- (イ)流通分野においては、大規模小売店舗法に代わる新たな法制度を導入するための法案 を国会に提出済であり、新たな法制度では需給調整を廃止し、また、地方自治体は、国 が定めるガイドライン(例えば、交通、騒音等の基準)に基づいて法を運用することを 求める旨の説明を記した。
- (ロ)競争政策分野においては、公正取引委員会は、(a)有力な製造業者による流通業者に対する行為(報復的な威嚇を伴う場合など)が競争者の排除につながる場合を含む反競争的行為に対処すべく、独占禁止法を厳格に適用すること、また、(b)経済実態調査に基づき企業に具体的な改善を提言した場合、当該企業が右提言を実施していたか否かを評価するためのフォローアップ調査を行い、結果を公表すること等の方針を記した。
- (八)透明性・その他の政府慣行については、規制の制定、改廃に係わるパブリック・コメント手続についての行政上の措置に関する結論を得ること(1999 年春まで)、許認可等の審査基準の見直しを行うこと、許認可等の審査手続きを簡素化・迅速化するための措置を1998年9月までに具体化し速やかに実施すること等を記した。

(6)規制緩和委員会

新たな規制緩和推進三ヶ年計画の下、(イ)推進計画で決定した事項の実施状況の監視、(ロ) 新たな課題に対応するとの任務を与えられている規制緩和委員会の活動が十全に行われるよう、 同委員会メンバーの拡充、および調査活動に当たる専担調査室の発足について記した。

3.わが方要望事項

共同現状報告の最後に、米国の規制緩和・競争政策に関するわが方関心事項を記した。主な要望事項としては、構造問題、透明性及びその他の政府慣行の分野では、アンチ・ダンピング 措置の透明性向上、バイ・アメリカン規則の見直し、貨物留保措置の見直し、電気通信分野で は、外国事業者の米国市場参入に関する連邦通信委員会新規則の見直し、米国での州際アクセスチャージを算出するための長期増分費用方式の日本と同時期の導入、医療用具及び医薬品の分野では、米国での製造管理及び品質管理に関する基準の相互承認の推進等、手続の簡素化を要請。金融サービス分野では、非金融会社との関係に一定の制限を課すとの条件の下、銀行、証券会社、保険会社の共同所有を認める金融近代化法の制定等を求めた。